

休業法人等の法人県民税・事業税の申告納付について

法人の本来の事業を廃止しているものの解散の登記を行っていない法人又は事業を休止している法人の法人県民税・事業税の申告納付については、以下の事項にご留意ください。

1 法人県民税・事業税の申告納付について

原則として、解散後清算終了の登記が完了するまでは申告納付をしていただく必要があります。

1. 解散の登記を行っていない法人について

資産を有し、益金又は損金が発生している場合には、事業の廃止の日以降も事業等を行っているものと認められますので、申告が必要です。

2. 事業を休止している法人について

休業法人で以下に掲げる以外の事業を行っている場合は事業等を行っているものと認められますので、申告・納付が必要です。

- (1) 組合員等からの会費収入はあるが、収益性はない場合
- (2) 受取利息等少額の収入はあるが、積極的な投資ではない場合
- (3) 不動産を所有しているが、貸し付け等を行わず収入はない場合
- (4) 光熱水費等少額の費用はあるが、収入はない場合
- (5) 減価償却費等非現金支出の費用はあるが、収入はない場合

2 事業を廃止又は休止した場合の申し出について

事業を廃止又は休止している場合は「法人現況説明書」を提出することができます。

ただし、法人現況説明書を提出した場合でも、ただちに申告納付の義務がなくなるものではありません。原則として、決算月の翌月に申告書等を送付いたしますので、あらかじめご了承ください。また、事務所等に該当し、事業活動を行っている
と判断された場合には、さかのぼって課税されることがあります。

事業等を再開された場合には、速やかに「法人届出事項の変更等の届出（条例規則第30号の2様式）」のご提出をお願いします。

※事務所等とは、「それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいうもの」とされています。

※「法人現況説明書」及び「法人届出事項の変更等の届出」は県税の様式ダウンロードのページからダウンロードできます。